

川崎市保健衛生功労者表彰要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、市長が行う保健衛生に関する表彰について必要事項を定めるものとする。

(表彰の区分)

第2条 市長は、市の保健衛生の伸展に努め、その功績等が他の模範となり推奨するに足ると認められる個人、団体又は施設を、別表第1に掲げる区分により表彰する。

(被表彰者の資格)

第3条 前条の規定により表彰を受ける者は、別表第1の区分に応じてそれぞれ別表第2の所定の資格を備えるものでなければならない。ただし、特別の事情がある者はこの限りでない。

(表彰の時期)

第4条 表彰の時期は、別に定める。

(再度表彰)

第5条 第2条の規定により表彰された者が、さらに同様の功績があった場合は、重ねて表彰できる。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、表彰状を贈呈して行う。

2 前項の表彰には、記念品を加授することができる。

(遺族追賞)

第7条 被表彰者と決定されたものが受賞前に死亡したときは、その表彰状等は遺族に授与するものとする。

(被表彰者の推薦)

第8条 次の者は、第2条の規定に該当すると認める者があるときは、市長に推薦することができる。

(1)健康福祉局長

(2)区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所) 所長

(3)市内保健・医療・環境衛生関係団体の長

(推薦書類)

第9条 前条に規定する者は、被表彰者に関する次の書類を市長に提出するものとする。

(1)個人は、第1号様式及び第2号様式

(2)団体は、第3号様式

(3)施設は、第4号様式

(被表彰者の審査・決定)

第10条 市長は、推薦のあったものを別表第3に定める職員をもって構成する選考会議に諮って被表彰者を審査決定する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和54年8月1日より施行する。

(川崎市保健衛生表彰要綱の廃止)

2 昭和51年11月18日施行の川崎市保健衛生表彰要綱は、廃止する。

附 則

この改正要綱は、昭和55年9月1日より施行する。

附 則

この改正要綱は、平成9年4月1日より施行する。

附 則

この改正要綱は、平成11年4月1日より施行する。

附 則

この改正要綱は、平成12年7月6日より施行する。

附 則

この改正要綱は、平成16年4月1日より施行する。

附 則

この改正要綱は、平成17年4月1日より施行する。

附 則

この改正要綱は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この改正要綱は、平成21年4月1日より施行する。

附 則

この改正要綱は、平成22年4月1日より施行する。

附 則

この改正要綱は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

この改正要綱は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

この改正要綱は、平成30年4月1日より施行する。

附 則

この改正要綱は、平成31年4月1日より施行する。

別表第1

対 象 の 区 分	
1	医師、歯科医師、薬剤師、獣医師
2	保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、理学・作業療法士、栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床・衛生検査技師、ケースワーカー、あん摩・マッサージ師・指圧師・はり師・きゅう師、柔道整復師、歯科技工士、その他これらに類するもの
3	医療事務従事者、診療業務従事者（1及び2に掲げる者は除く。）、施設管理業務従事者、給食業務従事者、その他これらに類するもの
4	飼い犬飼養管理指導関係者、消毒事業従事者、そ族昆虫駆除関係者、環境衛生地区育成指導者、その他これらに類するもの
5	食品衛生営業関係者、その他これらに類するもの
6	環境衛生営業関係者、その他これらに類するもの
7	その他、上記以外の保健衛生関係の業務従事者
8	保健衛生関係の組織・団体
9	保健医療施設、食品衛生施設、環境衛生施設、その他保健衛生関係の施設及び市長が認めるもの

別表第 2

対象	資 格
個人又は団体	<p>市内の保健衛生の伸展に努め、他の模範となり推奨するに足ると認められる個人（市職員については職務で実施しているものを除く。）又は団体で、次のいずれかに該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 保健衛生に関する研究に顕著な実績をあげたもの (2) 関係団体の結成及び指導育成に顕著な実績をあげたもの (3) 関係業界の指導育成に顕著な実績をあげたもの (4) 当該業務の従事年数が 20 年以上、又は当該業務の市内における従事年数が 10 年以上であるもの (5) 当該業務に従事し、その成績が優秀なもの (6) その他の保健衛生の向上に努め、その功績が一般に高く評価されているもの <p>なお、個人については、おおむね 40 歳以上の者が望ましいこと。また、団体は、当該活動が少なくとも 3 年以上の実績を有し、将来とも持続して行なわれる可能性があること。</p>
施設	<p>市内の保健衛生の伸展に努め、その功績が他の模範となり推奨するに足ると認められる施設で、次の要件を合わせ備えるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 当該施設が開設されてから 3 年以上を経過していること (2) 当該施設の管理運営及び設備が優秀で、その向上が著しいこと (3) 当該施設の管理（営業）者が当該施設の保健衛生上の行政処分を受けたことがなく、従業員の衛生教育に積極的であること

別表第 3

選考会議委員

<p>健康福祉局総務部長、保健所長、各区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長又は副所長</p>
--